

# 道有林野への狩猟入林に際しての注意事項等

道有林野への狩猟入林にあたっては、入林者の安全確保と狩猟に起因する事故を未然に防止するため、次の事項を遵守してください。

## 1 狩猟事故の防止について

- (1) 年間を通じて土木工事・造材等の各種事業や森林調査等のため、多くの方が入林していることから、銃猟を禁止する規制区域を設定し「狩猟規制区域図」を作成しています。

「狩猟規制区域図」は適宜更新していますので、道有林野へ入林する際は、所管の森林室や道有林課のホームページで必ず最新の情報を確認してください。

- (2) 狩猟規制区域図で可猟とした場所に、森林室職員や森林散策等を目的とした一般入林者等も随時入林していることがありますので、必ず矢先の安全を確認し、人がいないことが確実な状況でのみ銃猟を実施してください。
- (3) 事業者や森林室職員が森林内作業を行うときには、看板やのぼり等で「発砲禁止」や「発砲注意」の表示をしてありますので、周辺では絶対に発砲しないでください。

## 2 入林承認証等の携行について

- (1) 入林するときは、必ず「狩猟入林承認証」（黄色）を携行し、関係者から求められた場合は、必ず提示してください。
- (2) 「車両入林承認」（黄色）は、車両フロントの車外から見やすい場所に掲示してください。

## 3 車両等の乗り入れについて

- (1) 車両で通行するときは、見通しの悪い場所や整備が十分でない場所がありますので、徐行してください。
- (2) 一般車両の通行に支障がある林道については施錠し、看板等で車両の乗入禁止の表示を行っています。

冬期間は、積雪等によるゲートの損傷を防ぐために解錠している箇所がありますが、看板等に従い、乗り入れはしないでください。

なお、ゲートの鍵は貸し出していません。（ただし、平成27年度から鍵の貸出しを試行する岩見沢市、三笠市、由仁町、夕張市の一部林道については除く。）

岩見沢市、三笠市	ダイヤル錠の解錠番号6538	担当：空知森林室
由仁町、夕張市	〃 512	担当：胆振森林室

- (3) 道路に駐車する場合は、他の車両の通行を妨げないように注意するとともに、ゲートの前には絶対に駐車しないでください。
- (4) エゾシカ捕獲促進のため、林道を除雪している場所がありますので、除雪場所や除雪期間、入林にあたっての注意事項などについて、各森林室へ問い合わせてください。

なお、各種事業のために除雪している道路については、入林禁止や造材等の事業実施を示す看板に従い絶対に通行しないでください。

- (5) 可猟とした区域であっても、国道や道道の通行規制により入林できない箇所がありますので、入林前に森林室又は道路管理者へ問い合わせてください。

#### 4 スノーモビルの乗り入れ禁止について

一般の狩猟でのスノーモビルの乗り入れは、認めていません。

#### 5 関係法令等の遵守について

- (1) 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び関係法令を遵守してください。
- (2) 道路からの発砲、立木や標識類、ゲート等の施設への発砲による破損が見られますが、これらは法律に違反する行為であり絶対にしてはなりません。  
なお、ゲートや標識などの施設を破損した場合は、法律によって罰せられるとともに損害賠償が請求されます。
- (3) 狩猟後のエゾシカ残滓の放置は、森林施業の支障となるとともに、ヒグマを誘引し、森林散策等の入林者への人身事故を引き起こす危険性がありますので、残滓は必ず回収するとともに、薬莢やゴミは持ち帰ってください。
- (4) 野営やたき火はしないでください。

#### 6 入林承認の取り消しについて

次の事項に該当する場合は、入林承認を取り消します。

- (1) 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び関係法令等に違反した場合
- (2) 狩猟を規制している区域において狩猟を行ったことが明らかな場合
- (3) 捕獲した鳥獣の残滓を放置したことが明らかな場合
- (4) 森林室職員や巡視員等の指示に従わない場合
- (5) 故意又は重大な過失により施設等（ゲート・看板・立木等）を破損した場合
- (6) スノーモビルにより乗り入れした場合

#### 7 その他

- (1) 狩猟入林承認証（黄色）をお持ちの場合は、エゾシカ以外の狩猟に係る入林も可能です。ただし、狩猟期間はエゾシカ可猟期間内で、かつ法令等で定められた鳥獣ごとの可猟期間に限ります。
- (2) ヒグマの狩猟において、万が一「手負い」の状態にしてしまった場合は、速やかに最寄りの警察署と森林室へ連絡してください。

#### 8 事故等が発生した場合の責任について

万が一事故等が発生した場合は、入林者は必要な処置後、速やかに最寄りの警察署と森林室へ連絡してください。

なお、事故等が発生した場合の責任は、入林者自らが負うものとし、北海道は一切の責任を負いません。